

【別添】

スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>に係るセルフチェックシート

[団体名：公益財団法人 東京都北区体育協会]

[記載日：令和6年4月10日]

【対応状況に係る自己評価】

A：対応している

B：一部対応している

C：対応できていない

項目	対応状況
<b>原則1 法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。</b>	
(1) 法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守しているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づき、適切な運営を行っている。	
(2) 法人格を有しない団体は、団体としての実体を備え、団体の規約等を遵守しているか。	-
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)	
(3) 事業運営に当たって適用される法令等を遵守しているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づき、適切な運営を行っている。	
(4) 適切な団体運営及び事業運営を確保するための役員等の体制を整備しているか。	A
(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づき、適切な体制を整備している。	

<b>原則 2 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。</b>	
(1) 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表しているか。	A
<p>(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)</p> <p>公益財団法人東京都北区体育協会定款において、「北区内における体育、スポーツ、レクリエーションを振興し、区民が心身ともに健康で明るく豊かな生活を送ることができる生涯スポーツ社会の形成に寄与する」ことを協会の目的に定めている。また、協会 HP に各年度の事業計画と共にこの定款を公開している。</p>	
<b>原則 3 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。</b>	
(1) 役職員に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	A
<p>(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)</p> <p>協会で例年役員・参加団体を対象に行っている研修会において、令和5年度は「スポーツハラスメント」をテーマとし、令和6年1月30日に実施した。また、合わせて東京都と東京都スポーツ協会が共催する「スポーツ・イングリティ研修」への参加を促している。</p>	
(2) 指導者、競技者等に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	A
<p>(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)</p> <p>協会で例年役員・参加団体を対象に行っている研修会において、令和5年度は「スポーツハラスメント」をテーマとし、令和6年1月30日に実施した。東京都と東京都スポーツ協会が共催する「スポーツ・イングリティ研修」への参加を促している。</p>	
<b>原則 4 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。</b>	
(1) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守しているか。	A
<p>(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)</p> <p>公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律や、協会の経理規程に基づき、公正な会計原則を遵守している。</p>	
(2) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守しているか。	A
<p>(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)</p> <p>定期的に区の監査を受けている。また、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律や、協会の経理規程に基づき、適切な経理処理を行っている。</p>	

(3) 会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備しているか。	A
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律や、協会の経理規程に基づき、適切な実施体制を整備している。	
<b>原則 5 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。</b>	
(1) 法令に基づく情報開示を適切に行っているか。	A
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) 公益財団法人東京都北区体育協会定款第 14 章「情報公開及び個人情報の保護」で情報公開について定めているほか、各規程を定めている。	
(2) 組織運営に係る情報の積極的な開示を行っているか。	A
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) 各年度の事業計画や事業報告、財政状況、定款、組織図等を協会の HP で公開している。	
<b>原則 6 高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合、ガバナンスコード&lt;NF 向け&gt;の個別の規定についても、その遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。</b>	
自らに適用することが必要と考えるガバナンスコード<NF 向け>の規定があるか (ある場合は下欄に記述)	
原則 ■ について	
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) 該当ないものとする。	